

新設分割に関する事前開示書類

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書面)

2021 年 6 月 14 日

株式会社マツモトキヨシホールディングス

2021年6月14日

新設分割に関する事前開示書類

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書面)

千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄

当社（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）は、2021年4月28日付で作成した分割計画書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、マツモトキヨシホールディングスを分割会社として、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする株式会社マツモトキヨシグループ（以下「MKG社」といいます。）を設立する新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を実施いたします。

なお、本新設分割は、株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」といいます。）とマツモトキヨシホールディングスの間における、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生を条件として実施する予定です。

本新設分割に関する会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項）
別紙に記載のとおりです。
2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）
 - (1) MKG 社が本新設分割に際して交付する MKG 社の株式の数の相当性に関する事項
MKG 社の設立に際して新設会社となる MKG 社は普通株式 500 株を発行し、本新設分割の対価として当該株式の全てをマツモトキヨシホールディングスに割当交付いたします。本新設分割は、マツモトキヨシホールディングスが単独で行う新設分割であることから、割当てられる株式数によってマツモトキヨシホールディングスと MKG 社との間の実質的な権利関係に差異が生じることなく、MKG 社が発行する株式数は、マツモトキヨシホールディングスにおいて任意に定めることができると解されます。マツモトキヨシホールディングスの完全子会社となる MKG 社の適正かつ効率的な管理及び MKG 社の資本金の額等を考慮した結果、上記の割当て株式数が相当であると判断いたしました。

(2) MKG 社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

マツモトキヨシホールディングスは、MKG 社の資本金及び準備金の額につきましては、MKG 社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 6 条に記載のとおりとすることにいたしました。マツモトキヨシホールディングスは、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

(1) MKCF 分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」といいます。）との吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年 4 月 28 日付で、シナジー創出会社との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社、シナジー創出会社を承継会社として、マツモトキヨシホールディングスの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(2) ココカラファインとの吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年 4 月 28 日付で、ココカラファインとの間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(3) 株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）との吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年 4 月 28 日付で、ココカラファインヘルスケアとの間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

4. 本新設分割が効力を生ずる日以後におけるマツモトキヨシホールディングスの債務及び MKG 社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) マツモトキヨシホールディングスの債務の履行の見込みについて

マツモトキヨシホールディングスの 2020 年 12 月 31 日現在の連結貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 365,562 百万円及び 123,134 百万円です。また、本新設分割によりマツモトキヨシホールディングスから MKG 社へ承継する予定の資産及び負債の 2020 年 12 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 101,355 百万円及び 22 百万円です。

また、2020 年 12 月 31 日から現在に至るまでマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本新設分割の効力発生日までに予測されるマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本新設分割後に見込まれるマツ

モトキヨシホールディングスの資産の額は負債を十分に上回る見込みです。

さらに、マツモトキヨシホールディングスは本新設分割以外にも2021年10月1日を効力発生日とする以下の吸収分割（下表参照）を行う予定ですが、当該吸収分割及び本新設分割の効力発生日以後においても、マツモトキヨシホールディングスの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに、マツモトキヨシホールディングスの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、マツモトキヨシホールディングスが負担する債務については、本新設分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（本新設分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが分割会社となる吸収分割）

（単位：百万円）

承継会社	承継する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
MKCF 分割準備株式会社	営業企画・運営支援機能等	119,490	100,331

（本新設分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが分割承継会社となる吸収分割）

（単位：百万円）

分割会社	承継する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
ココカラファイン	本部機能	371	—
ココカラファインヘルスケア	本部機能	330	—

(2) MKG 社の債務の履行の見込みについて

本新設分割によりマツモトキヨシホールディングスから MKG 社へ承継する予定の資産及び負債の2020年12月31日現在における帳簿価額は、それぞれ101,355百万円及び22百万円であり、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本新設分割の効力発生日以後における MKG 社の収益状況について、MKG 社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 新設分割計画の内容

次ページ以降をご参照ください。



新設分割計画書

株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「M社」という。）は、株式会社マツモトキヨシグループ（以下「新設会社」という。）を新たに設立し、子会社等の株式の保有及び経営管理等に関連する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本新設分割）

M社は、別紙1「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を新設会社に承継させる。

第2条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙2「定款」記載のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時役員の名）

1. 新設会社の設立時取締役は、次のとおりとする。
松本 南海雄
松本 清雄
松本 貴志
2. 新設会社の設立時監査役は、次のとおりとする。
本多 寿男

第4条（承継する権利義務に関する事項）

1. 新設会社は、本新設分割により、M社から承継対象権利義務を分割期日（第7条において定義する。）において承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て免責的債務引受の方法による。

第5条（株式の割当）

新設会社は、新設会社の設立に際して普通株式 500 株を発行し、本新設分割の対価として当該株式の全てを M 社に割当交付する。

第6条（新設会社の資本金の額及び準備金）

新設会社の設立の際における資本金、資本準備金、その他資本剰余金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 50 百万円
- (2) 資本準備金 金 0 円

(3) その他資本剰余金 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前号及び前々号に定める合計額を控除した額

(4) 利益準備金 金0円

第7条（新設会社の設立日）

1. 新設会社の設立の登記をする日（以下「分割期日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、本新設分割の手続の進行その他の事情により必要があるときは、これを変更することができる。
2. 本新設分割は、M社と株式会社ココカラファイン（以下「C社」という。）との間の2021年2月26日付株式交換契約に基づくM社を株式交換完全親会社、C社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が生じていることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第8条（株主総会）

M社は、2021年6月29日に開催予定の定時株主総会において、本計画の承認を求める。

第9条（本新設分割の条件変更及び中止）

本計画作成の日以降分割期日に至るまでの間において、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、M社は、本新設分割の条件その他の本計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第10条（競業避止義務の免除）

M社は、本新設分割に関して、競業避止義務を負わない。

第11条（本計画の効力）

本計画は、(i)M社の株主総会において本計画の承認が受けられない場合、(ii)法令等に定められた本新設分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)第9条に基づき本新設分割が中止された場合には、その効力を失う。

第12条（協議）

本計画に定める事項の他、本新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、M社が決定する。

（以下余白）

2021年4月28日

千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄



ら

日
こ

司の
株式
効

め

支
った
分割

手に
第

M

承継対象権利義務明細表

分割期日において、本新設分割により新設会社が M 社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、新設会社が M 社から承継する資産及び債務については、M 社の 2020 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

M 社の以下の資産

(1) 流動資産

以下の前払費用

- ・ M 社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1）のセキュリティ契約料及び固定資産税に関する前払費用の一切
- ・ M 社が賃借している千葉県松戸市新松戸、千葉県松戸市新松戸東及び千葉県松戸市幸谷に所在する駐車場全ての駐車場代に関する前払費用の一切
- ・ M 社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸 1 丁目 483 番地）のセキュリティ契約料及び固定資産税に関する前払費用の一切

(2) 有形固定資産

① 以下の土地

No.	所在	地番	地目	地積
1	松戸市新松戸東	9 番 1	宅地	2,406.42 m ²
2	松戸市新松戸東	9 番 4	宅地	348.77 m ²
3	松戸市新松戸東	9 番 7	宅地	317.00 m ²
4	松戸市新松戸東	10 番 3	原野	122 m ²
5	松戸市新松戸東	10 番 4	溜池	770 m ²
6	松戸市幸谷字ボッケ	829 番 2	雑種地	232 m ²
7	松戸市幸谷字ボッケ	829 番 3	雑種地	275 m ²

② 以下の建物

No.	所在	家屋番号	種類	構造	床面積
1	松戸市新松戸東 9番地1	9番1	事務所	鉄骨造陸屋根5階建	1階 1,742.33 m ² 2階 1,094.20 m ² 3階 891.20 m ² 4階 835.58 m ² 5階 768.58 m ²

③ 以下の建物附属設備

- ・M社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東9番地1）の建物附属設備
- ・M社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸1丁目483番地）の建物附属設備

④ 以下の構築物

- ・M社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東9番地1）所在の土地に存在する構築物
- ・M社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸1丁目483番地）所在の土地に存在する構築物

⑤ 以下の工具器具備品

- ・M社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東9番地1）内に存在する工具器具備品
- ・M社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸1丁目483番地）内に存在する工具器具備品

⑥ M社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東9番地1）内に存在する映像音響設備及びプロジェクターのリース資産

(3) 無形固定資産

なし

(4) 投資その他の資産

① 以下の関係会社株式及び子会社株式の一切

No.	銘柄
1	株式会社マツモトキヨシ
2	株式会社マツモトキヨシ東日本販売
3	株式会社ぱぱす
4	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売
5	株式会社マツモトキヨシ中四国販売
6	株式会社マツモトキヨシ九州販売
7	株式会社マツモトキヨシファーマシーズ

8	株式会社マツモトキヨシホールセール
9	株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント
10	株式会社エムケイプランニング
11	株式会社マツモトキヨシ保険サービス
12	Central & Matsumotokiyoshi Ltd.
13	台湾松本清股份有限公司
14	MATSUMOTO KIYOSHI (HK) CO., LIMITED
15	Matsumoto Kiyoshi Vietnam Joint Stock Company

- ② M社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東9番地1）内の音声基盤ネットワーク設計に関する長期前払費用
- ③ 以下の敷金及び保証金
- ・M社が賃借している千葉県松戸市新松戸、千葉県松戸市新松戸東及び千葉県松戸市幸谷に所在する駐車場の賃貸借契約の全てに基づく敷金及び保証金
 - ・M社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸1丁目483番地）の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金

2. 債務

M社の以下の負債

(1) 流動負債

- ① M社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東9番地1）内に存在する映像音響設備及びプロジェクターに関するリース債務
- ② 以下の未払金
- ・M社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東9番地1）の維持、管理及び修繕に関する未払金
 - ・M社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸1丁目483番地）の維持、管理及び修繕に関する未払金

(2) 固定負債

- ① M社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東9番地1）内に存在する映像音響設備及びプロジェクターに関する長期リース債務
- ② M社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸1丁目483番地）に関する資産除去債務

3. 契約（雇用契約を除く）

M社が締結又は過去に承継した以下に掲げる契約上の地位及びこれらの契約に基づき

発生した一切の権利義務。

- ・ M 社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1）のセキュリティ契約及びこれに付随する契約
- ・ M 社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸 1 丁目 483 番地）のセキュリティ契約及びこれに付随する契約
- ・ M 社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸 1 丁目 483 番地）の賃貸借契約及びこれに付随する契約
- ・ M 社が賃借している千葉県松戸市新松戸、千葉県松戸市新松戸東及び千葉県松戸市幸谷に所在する駐車場の賃貸借契約の全て及びこれに付随する契約
- ・ M 社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1）内に存在する映像音響設備及びプロジェクターのリース資産、リース債務及び長期リース債務に附帯又は関連する契約
- ・ その他上記 1 及び 2 に基づき新設会社が M 社から承継する資産及び債務に附帯又は関連する契約

以上

トワ
具松
約に

音響

善に

里及

音響

資産

づき

「株式会社マツモトキヨシグループ 定款」

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社マツモトキヨシグループと称する。英文では Matsumotokiyoshi Group Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各事業を目的とする。

1. 下記(1)～(59)の各事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式を保有することによりこれらの会社の事業活動を支配・管理すること。
2. 上記に付帯する一切の業務。
- (1) 薬局の開設並びに医薬品及び医薬部外品の製造販売及び輸出入
- (2) 毒物、劇物、肥料、工業薬品、農業薬品、農業用資材、犬、猫、小鳥、昆虫、花木園芸用品等の販売及び輸出入
- (3) 化粧品、医療用器具、衛生材料、ゴム製品、ビニール製品、計量器等の販売及び輸出入
- (4) 日用雑貨品、荒物、小間物、衣料品、靴、履物、かばん、袋物、雨具、寝具等の販売及び輸出入
- (5) 乳製品、飲料水、米穀、塩、酒類、煙草、喫煙具、切手、収入印紙、テレホンカード、宝くじ、バス回数券等の販売
- (6) 食料品、生鮮食品の販売及び輸出入並びにこれに関連する製造業及び加工業
- (7) 書籍雑誌の出版及び販売
- (8) 石油製品の販売、自動車、その他車両並びにこれに関連する製造業及び加工業
- (9) 建築資材、塗料、木材、金物、工具、住宅設備機器の販売及び輸出入並びに建築工事の設計管理及び請負・施工
- (10) 家庭用電気製品、石油器具、ガス器具、消火器並びに家具、室内装飾品の販売及び輸出入
- (11) 宝石、貴金属品、眼鏡、時計、カメラ・カメラ用品、美術工芸品の販売並びに写真の現像、焼き付け業、各種鍵の加工
- (12) スポーツ用品、釣用品並びに楽器、テープ、レコード、CD、DVD、紙類、文房具類、事務用機械器具、玩具、その他娯楽用品の販売

- (13) キャラクター製品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の販売
- (14) 展覧会、博覧会、見本市の企画、立案、実施
- (15) コンピューター、コンピューター周辺機器等の電子機器の販売並びにコンピューターソフトの製作、販売
- (16) 自動車運送業、クリーニング業、小荷物配送業の取次ぎ並びに旅行斡旋業
- (17) 食堂並びに喫茶店の経営
- (18) 不動産、駐車場の売買・賃貸借・仲介・所有・利用並びに管理
- (19) 介護用品、介護機器の製造及び販売
- (20) 福祉用品、福祉用機器の製造、販売並びに賃貸
- (21) 介護保険法による指定居宅介護支援事業
- (22) 介護保険法による次の居宅サービス事業
 - ①訪問介護
 - ②訪問入浴介護
 - ③訪問看護
 - ④訪問リハビリテーション
 - ⑤居宅療養管理指導
 - ⑥通所介護
 - ⑦通所リハビリテーション
 - ⑧短期入所生活介護
 - ⑨短期入所療養介護
 - ⑩痴呆対応型共同生活介護
 - ⑪特定施設入所者生活介護
- (23) 居宅介護住宅改修の事業
- (24) インターネット、カタログ等による通信販売業務
- (25) 総合リース業及びレンタル業
- (26) 広告業及び宣伝業
- (27) 物流システムの企画・研究開発・構築及び物流センターの管理運営に関するコンサルティング
- (28) 新聞折込みの代理及び企画
- (29) 広告のデザイン及び企画
- (30) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- (31) 金融業
- (32) ビル並びに一般家屋清掃業
- (33) 内装仕上工事業

- (34) 建築工事業
- (35) タイル・れんが・ブロック工事業
- (36) 塗装工事業
- (37) 左官工事業
- (38) ガラス工事業
- (39) 大工工事業
- (40) 建具工事業
- (41) 鋼構造物工事業
- (42) 板金工事業
- (43) 防水工事業
- (44) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査
- (45) 店舗開発に関するコンサルタント業務
- (46) 店舗・事務所等の企画、設計
- (47) 店舗・事務所等の管理運営、清掃、営繕
- (48) 古物品の売買並びに交換
- (49) 流通業に関する研究、研修、情報の提供
- (50) 各種企業及び個人事業者に対する経営の診断及び総合指導
- (51) 労働者派遣事業
- (52) フランチャイズチェーンシステム（加盟連鎖店）による販売業務
- (53) 病院、診療所（クリニック）の経営
- (54) 処方箋の集計管理事務の受託
- (55) 美容室、理容室、エステティックサロン、ネイルサロンの経営
- (56) フィットネスクラブ及びスポーツクラブの経営
- (57) カラオケ、ゲームセンター、スポーツ施設、マンガ喫茶等の娯楽施設の運営
- (58) 白蟻駆除の取次ぎ代行業務
- (59) 上記に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を千葉県松戸市に置く。

（機関の設置）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（ア）取締役会

（イ）監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第8条 当社は、当社の発行する株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱並びにその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに各取締役並びに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第21条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第25条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第26条 監査役は、株主総会の決議において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第32条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(設立時発行株式の数)

第34条 当会社の設立時発行株式の数は500株とする。

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から2022年3月31日までとする。

以上